

鮎京正訓編

『アジア法ガイドブック』

名古屋大学出版会 2009年 vi+433ページ

こばやし まさゆき
小林昌之

本書は、アジア諸国の法に関心をもつ一般読者およびこれから研究に着手しようとしている若い研究者に、アジア法の調査研究に必要な基礎的情報を提供することを目的に作成された入門書である。

「序章 アジア法への招待」に続き、14カ国・地域の国別章によって構成されている。掲載国は、東アジア：中国・韓国・台湾・モンゴル、東南アジア：インドネシア・ベトナム・カンボジア・タイ・マレーシア・ラオス・ミャンマー、南アジア：インド・パキスタン・バングラデシュである。国別の章は、共通枠組みとして法史、法令状況、法情報の概観を設定した以外は、当該国法の専門家である執筆者の判断に任せる形がとられている。執筆者のほとんどが現地語を修め、現地の法律家との知己も多い研究者であり、その研究成果に基づいて表面上の法律テキストからはわからない視点や内容が盛り込まれているのが本書の最大の特徴である。

例えば、中国では、判決よりもむしろ司法解釈が法源として重要な役割を果たしているため、中国法を理解するためには必ず目を通しておくべきことが指摘されている。また、インドネシアでは、法律は政府規則や大臣決定など下位法令の実施規則を必要とする場合が多く、実施規則が制定されない場合に法律は事実上実施されないことになるので、必ず実施規則まで確認しておかなければならないことが指摘されている。

また多くの章では、アジア法を研究する際には、当該国の歴史や文化の理解が欠かせないことが繰り返し指摘されている。例えば、韓国法は日本法と似ていることは否定できないものの、植民地支配の経験、東西イデオロギー対立による分断、経済発展と民主化の経緯などを総合すると日本法とは異なる独自の存在が鮮明に浮かび上がるとされる。台湾につ

いてもその歴史は相当複雑であり、台湾法を的確に理解するためには歴史を正確に把握しておかなければならないことが強調されている。また、インドネシアの章では最近の法的問題として伝統に基づく慣習法の復活が挙げられており、ベトナムの章でも村の掟である「郷約」の改良と復活に注目すべきことが指摘されている。アジアでは伝統に基づく慣習法と現代法の理念の接合が課題となっており、アジア法をみる際には留意が必要とされる。さらに、モンゴルの章は、遊牧ができなくなるとの根強い反対があったにもかかわらず、国際金融機関の論理で強引に制定された土地私有化法がモンゴル社会に混乱をもたらした事例が紹介され、現地の文化や現状を踏まえた法学研究の重要性を提起している。

その他、調査研究のアドバイスとして現地語習得の重要性が強調されている。中国では、重要な情報になればなるほど中国語以外の言語ではアクセスできない。韓国など国によってはほとんどの法令情報はインターネット上で得られるものの、それを有効に活用するためには最低限基礎的な読解能力が要求される。

なお、附録として、地域の理解に不可欠な「社会主義法」と「イスラーム法」に関する解説と国内外における法情報の所在および検索方法を解説した「法情報へのアクセス」が掲載されている。初学者のみならず、自分のフィールド以外の法情報を調査する際に有用である。

本書は、アジア法の専門家14名の知見が濃縮されている入門書である。しかし、中国法を除いてアジア諸国の法を研究する者はまだ限られている。本書は序章で日本が政府開発援助の一環としてアジア諸国の法制度整備支援を開始したことで、研究環境は大きく変化していると指摘している。法整備支援にかかわった日本の実務家や現地からの留学生から今までになかった質と量の情報の流入がもたらされたことで、アジア法研究は新しい段階に昇華することが求められているという。本書は、アジア法を調べるガイドブックとして機能すると同時に、新しい時代を担う研究者のガイダンスとなる一冊である。

(アジア経済研究所開発研究センター)